

岩手県告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和4年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション 結いの手	紫波郡矢巾町南矢幅第7地割445番地 薬王堂岩手矢巾店2階	紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号 C o c o テラスY 2階	令和4年3月1日